

能登町建設工事総合評価方式試行要領（平成19年能登町告示第55号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">(落札者決定の方法)</p> <p>第9条 第6条に規定する落札者の決定方法は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。</p> <p>(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、能登町低入札価格調査制度実施要領（平成31年能登町告示第9号）の規定により失格とならない者であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、<u>電子入札による入札の場合は、電子入札システム上の電子くじにより、また、書面による入札の場合は、</u>契約担当者が指定する日時及び場所において、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。</p> <p>3 前項の<u>書面による入札</u>の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かないものがあるときは、これに<u>代わって</u>、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(総合評価方式による入札結果の公表等)</p> <p>第10条 町長は<u>落札者決定</u>後すみやかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(落札者決定の方法)</p> <p>第9条 第6条に規定する落札者の決定方法は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。</p> <p>(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、能登町低入札価格調査制度実施要領の規定により失格とならない者であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、契約担当者が指定する日時及び場所において、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。</p> <p>3 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かないものがあるときは、これに<u>かわって</u>、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(総合評価方式による入札結果の公表等)</p> <p>第10条 町長は<u>契約締結</u>後すみやかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。</p>

附 則（令和3年1月29日告示第3号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。